

令和 7 年第 1 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和 7 年 2 月 1 7 日

君 津 市

令和 7 年第 1 回君津市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表	1
議案第 10 号	君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表	4
議案第 11 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表	5
議案第 12 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	7
議案第 13 号	一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表	8
議案第 14 号	君津市税条例新旧対照表	2 5
議案第 15 号	君津市手数料徴収条例新旧対照表	2 8
議案第 16 号	君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	5 7
議案第 17 号	君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	6 1
議案第 18 号	君津市国民健康保険税条例新旧対照表	6 5
議案第 19 号	君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表	7 1
議案第 20 号	貸付の相手方の概要・旧松丘中学校平面図	7 2
議案第 21 号	市道変更路線図（正木、梅ノ木台線）	7 5

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (期末手当) 第21条 省略 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式	(期末手当) 第21条 省略 第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ～(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式

手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～(3) 省略

4～6 省略

第2条による改正 君津市環境保全条例

第59条 第39条第1項、第43条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第3条による改正 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～(3) 省略

4～6 省略

第59条 第39条第1項、第43条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) ～(2) 省略

第4条による改正 君津市個人情報の保護に関する法律施行条例

附 則

(君津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3～4 省略

- 5 職員等及び受託者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（次項において「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 職員等及び受託者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) ～(2) 省略

附 則

(君津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3～4 省略

- 5 職員等及び受託者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（次項において「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 職員等及び受託者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ～(6) 省略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ～(6) 省略

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 省略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。）をさせてはならない。 3～7 省略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 省略 <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> 第18条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る請求について当該職員の意向</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 省略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下この条において同じ。）をさせてはならない。 3～7 省略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 _____で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 省略

を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に係る相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第２条、第４条）			別表（第２条、第４条）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
省略			省略		
議会議員のうちから選任される監査委員	〃 ４３，０００	〃	議会議員のうちから選任される監査委員	〃 ４３，０００	〃
			固定資産評価員	〃 １２５，０００	〃
専門委員	年額 ４８０，０００	〃	専門委員	年額 ４８０，０００	〃
省略			省略		

一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (給与の種類) 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当_____、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）とする。 (給料) 第3条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当_____、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び第9条第1項の規定による調整額を除いたものとする。 (給料表) 第4条 <u>給料表は、行政職給料表（別表第1）とする。</u> 2 省略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料	(給与の種類) 第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）とする。 (給料) 第3条 給料は、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び第9条第1項の規定による調整額を除いたものとする。 (給料表) 第4条 <u>給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</u> <u>(1) 行政職給料表（別表第1）</u> <u>(2) 医療職給料表（別表第2）</u> 2 省略 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料

表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第2に掲げるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4～8 省略

(昇給の基準)

第5条 省略

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「1号給」とする。

4～7 省略

(扶養手当)

第10条 省略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 省略

表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第3に掲げるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4～8 省略

(昇給の基準)

第5条 省略

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあっては、3号給)」とあるのは、「1号給」とする。

4～7 省略

(扶養手当)

第10条 省略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員にあっては3,500円）とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親

族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省略

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 省略

るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第11条の2 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 省略

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2～3 省略

(通勤手当)

第12条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる額（任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 省略

3～5 省略

第20条 削除

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる額（任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 省略

3～5 省略

（初任給調整手当）

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 310,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 51,600円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるもの 月額 2,500円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。

3 前2項の規定により、初任給調整手当を支給される職員の範囲、

(管理職員特別勤務手当)

第20条の2 第19条第1項の規則で定める者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規則で定める者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____

(2) 省略

4 省略

(期末手当)

第21条 省略

2～4 省略

初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第20条の2 第19条第1項の規則で定める者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規則で定める者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 省略

4 省略

(期末手当)

第21条 省略

2～4 省略

5 職務の級が3級以上である職員

_____について
は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(災害派遣手当)

第22条の2 省略

2 災害派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

(武力攻撃災害等派遣手当)

第22条の3 省略

2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第22条の4 省略

2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、別表第4に掲げる額とする。

3 省略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条の2 第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項並びに第10条 _____の規定は、定年
前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

2 第10条、第11条の2及び第12条の2 _____の

5 行政職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級以上である職員及び医療職給料表の適用を受ける職員について

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(災害派遣手当)

第22条の2 省略

2 災害派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

(武力攻撃災害等派遣手当)

第22条の3 省略

2 武力攻撃災害等派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)

第22条の4 省略

2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、別表第5に掲げる額とする。

3 省略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条の2 第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項、第10条から第11条の2まで並びに第20条の規定は、定年
前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

2 第10条、第11条、第11条の2、第12条の2及び第20条の

規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

附 則

2 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 省略

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年君津市条例第15号）

第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 省略

別表第1 省略

別表第2

行政職給料表級別基準職務表 省略

別表第3 省略

別表第4 省略

第2条による改正 職員の旅費に関する条例

別表第1（第16条—第18条、第22条、第23条）

規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

附 則

2 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 省略

(2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年君津市条例第31号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年君津市条例第15号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3) 職員の定年等に関する条例

第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

別表第3

1 行政職給料表級別基準職務表 省略

2 医療職給料表級別基準職務表 省略

別表第4 省略

別表第5 省略

別表第1（第16条—第18条、第22条、第23条）

区分	日当（１日に つき）	宿泊料（１夜に つき）	食卓料（１夜に つき）
行政職給料表６級以上の職務の級にある者	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	2, 6 0 0 円
行政職給料表５級以下の職務の級にある者 省略			

別表第２（第１９条）

区分	鉄 道 5 0 キ ロ メー トル 未 満	鉄 道 5 0 キ ロ メー トル 以 上	鉄 道 1 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 3 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 5 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1, 0 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1, 5 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満
行政職 給料表 6 級 以 上 の 職 務 の 級 に ある 者	126, 000 円	144, 000 円	178, 000 円	220, 000 円	292, 000 円	306, 000 円	328, 000 円

区分	日当（１日に つき）	宿泊料（１夜に つき）	食卓料（１夜に つき）
行政職給料表６級以上の職務の級にある者及び医療職給料表１級以上の職務の級にある者	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	2, 6 0 0 円
行政職給料表５級以下の職務の級にある者 省略			

別表第２（第１９条）

区分	鉄 道 5 0 キ ロ メー トル 未 満	鉄 道 5 0 キ ロ メー トル 以 上	鉄 道 1 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 3 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 5 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1, 0 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄 道 1, 5 0 0 キ ロ メ ー ト ル 未 満
行政職 給料表 6 級 以 上 の 職 務 の 級 に ある 者 及 び 医 療 職 給 料 表	126, 000 円	144, 000 円	178, 000 円	220, 000 円	292, 000 円	306, 000 円	328, 000 円

行政職給料表 5 級以下の職務の級にある者 省略							

第 3 条による改正 職員の定年等に関する条例

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）第 1 9 条第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける職_____とする。

第 4 条による改正 一般職の職員の特殊勤務手当支給条例

(特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第 7 条 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げるとおりとする。

(1) ～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

2 ～ 4 省略

5 省略

1 級以							
上の職							
務の級							
にある							
者							
行政職給料表 5 級以下の職務の級にある者 省略							

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 1 号）第 1 9 条第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける職(診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第 7 条 特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げるとおりとする。

(1) ～(3) 省略

(4) 医務手当

(5) 省略

(6) 省略

2 ～ 4 省略

5 医務手当は、国保診療所に勤務する医師に支給する。

6 省略

6 省略

別表（第8条）

区分	種類	単位	支給額
1～4	省略		
5	特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略	

第5条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例
(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 省略

2～3 省略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額
の決定は、予算
の範囲内で行わなければならない。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例

7 省略

別表（第8条）

区分	種類	単位	支給額
1～4	省略		
5	特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略 (4) 医務手当 診療所長手当 特別診療・研究手当 松丘診療所長 月額 (5) 省略 (6) 省略	 300,000円 229,000円

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 省略

2～3 省略

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

* (一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例

第21号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第9条、第10条、第11条の2及び第19条第1項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条第2項、第20条の2第1項及び第2項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例

第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例

第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第20条の2第1項及び第2項中「第19条第1項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、第22条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第6条による改正 特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

第21号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第9条から第11条の2まで、第19条第1項、第20条及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の

規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と

、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

＊ 第8条は、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年君津市条例第25号）第4条中令和7年4月1日施行予定の第8条の改正規定による改正後の君津市任期付職員の採用等に関する条例の規定

（一般職の職員の給与等に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、職員（一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

2～3 省略

第7条による改正 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

附 則

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）省略

（2）暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

（一般職の職員の給与等に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、職員（一般職の職員の給与等に関する条例（昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

表 省略

2～3 省略

附 則

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）省略

（2）暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 省略

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 省略

2～4 省略

5 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 一般職の職員の給与等に関する条例第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項並びに第10条
_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 省略

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 省略

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 省略

2～4 省略

5 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 一般職の職員の給与等に関する条例第4条第8項、第5条第1項から第4項まで及び第7項、第10条から第11条の2まで並びに第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 省略

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経

過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

第8条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の

過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

*（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の

125」とあるのは「100分の95」とする。

125」とあるのは「100分の172.5」とする。

＊ 第8条は、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例第4条中令和7年4月1日施行予定の第8条の改正規定による改正後の君津市任期付職員の採用等に関する条例の規定

君津市税条例新旧対照表

改正案	現 行
(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) 省略 2 省略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第61条 省略 第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康	(寄附金税額控除) 第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 省略 (2) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの</u> (3) 省略 2 省略 （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第61条 省略 第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康

安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

附 則

安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

附 則

第4条の2 削除

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
第 1 条による改正			
別表第 2 （第 2 条）		別表第 2 （第 2 条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1 ～ 3 省略		1 ～ 3 省略	
4 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査又は同法第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物の完了の通知に対する検査	省略	4 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物の完了検査又は同法第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく建築物の完了の通知に対する検査	省略
5 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査又は同法第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく工作物の完了の通知に対する検査	省略	5 建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物の完了検査又は同法第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく工作物の完了の通知に対する検査	省略
6 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の中間検査又は同法第 1 8 条第 2 8 項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する検査	省略	6 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の中間検査又は同法第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する検査	省略
7 ～ 5 5 省略		7 ～ 5 5 省略	
備考 省略		備考 省略	
第 2 条による改正			

(手数料の減免)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。
ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から36の項まで及び39の項に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) ～(3) 省略

2 省略

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1 省略	
2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	(1) <u>確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合</u> ア <u>建築物を建築する場合(この目のイに掲げる場合及び移転する場合を除く。)</u>にあつては、<u>当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メ</u>

(手数料の減免)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。
ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から37の項まで及び39の項に掲げる手数料については、この限りでない。

(1) ～(3) 省略

2 省略

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1 省略	
2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	(1) <u>建築物を建築する場合(この項の(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)</u>にあつては、<u>当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき5,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき9,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき14,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき19,000円、500平方メートルを超えるときは1件につき</u>

メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき71,000円

イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計が30平方メートル以内のときは1件につき9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき71,000円

ウ 建築物を移転し、又は大規模

34,000円

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計が30平方メートル以内のときは1件につき5,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき9,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき14,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき19,000円、500平方メートルを超えるときは1件につき34,000円

(3) 建築物を移転する場合（この項の(4)に掲げる場合を除く。）にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1の合計が30平方メートル以内のときは1件につき5,000円、30平方メ

の修繕若しくは模様替をする
場合（この目のエに掲げる場合
を除く。）にあっては、当該移
転、修繕又は模様替に係る部分
の床面積の2分の1の合計が
30平方メートル以内のとき
は1件につき9,000円、
30平方メートルを超え
100平方メートル以内のとき
は1件につき19,000
円、100平方メートルを超え
200平方メートル以内のとき
は1件につき33,000
円、200平方メートルを超え
300平方メートル以内のとき
は1件につき43,000
円、300平方メートルを超え
るときは1件につき
71,000円

エ 確認を受けた建築物の計画
を変更して建築物を移転し、又
は大規模の修繕若しくは模様
替をする場合にあっては、当該
計画の変更に係る部分の床面
積の2分の1の合計が30平
方メートル以内のときは1件
につき9,000円、30平方

メートルを超え100平方メー
トル以内のときは1件につき
9,000円、100平方メー
トルを超え200平方メートル以
内のときは1件につき
14,000円、200平方メー
トルを超え500平方メートル
以内のときは1件につき
19,000円、500平方メー
トルを超えるときは1件につき
34,000円

(4) 確認を受けた建築物の計画を
変更して建築物を移転する場合
にあっては、当該計画の変更に係
る部分の床面積の2分の1の合
計が30平方メートル以内のとき
は1件につき5,000円、
30平方メートルを超え100
平方メートル以内のときは1件
につき9,000円、100平方
メートルを超え200平方メー
トル以内のときは1件につき
14,000円、200平方メー
トルを超え500平方メートル
以内のときは1件につき
19,000円、500平方メー
トルを超えるときは1件につき

メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき33,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき43,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき71,000円

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)にあつては、この目のアからエまでに定める額に、32の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。

(2) 確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に

34,000円

		係る部分が含まれる場合にあつては、この項の(1)で定める額に、当該昇降機について、2の2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額の合計を加算した額とする。		
2の2 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合(この項の(2)に掲げる場合を除く。)	ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき22,000円 イ 小荷物専用昇降機1基につき8,000円		
	(2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備1基につき10,000円 イ 小荷物専用昇降機1基につき6,000円		
3 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査	(1) 工作物を築造する場合(この項の(2)に掲げる場合を除く。)にあっては、1基につき20,000円		3 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査	(1) 工作物を築造する場合(この項の(2)に掲げる場合を除く。)にあっては、1基につき8,000円
	(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			(2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合

	にあつては、1基につき <u>8,000円</u>		にあつては、1基につき <u>4,000円</u>
4 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知に対する検査	(1) <u>完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合</u> <u>ア 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき22,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき28,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき38,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき53,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき86,000円</u> <u>イ 建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1の合計が30</u>	4 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知に対する検査	(1) <u>建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき10,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき12,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき22,000円、500平方メートルを超えるときは1件につき36,000円</u> (2) <u>建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1の合計が30平方メートル以内のときは1件につき10,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき12,000円、100平方メートルを超え200平方メートル</u>

平方メートル以内のときは1
件につき22,000円、30
平方メートルを超え100平
方メートル以内のときは1件
につき28,000円、100
平方メートルを超え200平
方メートル以内のときは1件
につき38,000円、200
平方メートルを超え300平
方メートル以内のときは1件
につき53,000円、300
平方メートルを超えるときは
1件につき86,000円

ウ 中間検査をした建築物の完了検査を行うときに中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定める場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき35,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき50,000円、300平方メートルを超えるときは1件につき

以内のときは1件につき16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき22,000円、500平方メートルを超えるときは1件につき36,000円

(3) 中間検査をした建築物の完了検査を行うときに中間検査において検査した事項の検査に要する費用を減額して定める場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき15,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき21,000円、500平方メートルを超えるときは1件につき35,000円

		<u>83,000円</u> (2) 完了検査の申請に係る計画に 建築基準法第87条の4の昇降 機に係る部分が含まれる場合に あつては、この項の(1)で定める 額に、当該昇降機について、4の 2の項の右欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ定める額の合計を加 算した額とする。		
4の2	建築基準法第87条の4 において準用する同法第7条第 1項の規定に基づく完了検査の 申請又は同法第18条第20項 の規定に基づく工事の完了の通 知に対する検査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築 設備1基につき <u>36,000円</u> (2) 小荷物専用昇降機1基につき <u>20,000円</u>		
5	建築基準法第88条第1項に おいて準用する同法第7条第1 項の規定に基づく工作物の完了 検査又は同法第18条第20項 の規定に基づく工作物の完了の 通知に対する検査	1基につき <u>22,000円</u>	5	建築基準法第88条第1項に おいて準用する同法第7条第1 項の規定に基づく工作物の完了 検査又は同法第18条第20項 の規定に基づく工作物の完了の 通知に対する検査
6	建築基準法第7条の3第1項 の規定に基づく建築物の中間検 査又は同法第18条第28項の 規定に基づく建築物の特定工程 終了の通知に対する検査	中間検査を行う部分の床面積の合 計が30平方メートル以内のとき は1件につき <u>19,000円</u> 、30 平方メートルを超え100平方メ ートル以内のときは1件につき <u>25,000円</u> 、100平方メート	6	建築基準法第7条の3第1項 の規定に基づく建築物の中間検 査又は同法第18条第28項の 規定に基づく建築物の特定工程 終了の通知に対する検査
				中間検査を行う部分の床面積の合 計が30平方メートル以内のとき は1件につき <u>9,000円</u> 、30 平方メートルを超え100平方メ ートル以内のときは1件につき <u>11,000円</u> 、100平方メート

	ルを超え200平方メートル以内のときは1件につき <u>31,000円</u> 、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき <u>40,000円</u> 、 <u>300平方メートル</u> を超えるときは1件につき <u>57,000円</u>
6の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における確認の申請又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における計画の通知(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)に係る建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
6の3 省略	
6の4 省略	
7～28 省略	
29 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項

	ルを超え200平方メートル以内のときは1件につき <u>15,000円</u> 、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき <u>20,000円</u> 、 <u>500平方メートル</u> を超えるときは1件につき <u>33,000円</u>
6の2 省略	
6の3 省略	
7～28 省略	
29 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15

定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査

_____に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(3 4 の項 _____において

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4 条第1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5 条第1 項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成1 3 年国土交通省告示第1 3 4 6 号)別表1 に規定する断熱等性能等級5 以上及び一次エネルギー消費量等級6 と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、 3 2 の項及び3 4 の項において同じ。)の住宅部分1 件につき床面積の合計が3 0 0 平方メートル未満のときは1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メ

定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査

条第1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(3 4 の項及び3 7 の項において

「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4 条第1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5 条第1 項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成1 3 年国土交通省告示第1 3 4 6 号)別表1 に規定する断熱等性能等級5 以上及び一次エネルギー消費量等級6 と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、 3 4 の項及び3 7 の項において同じ。)の住宅部分1 件につき床面積の合計が3 0 0 平方メートル未満のときは1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メ

メートル以上のときは
20,000円

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法による場合にあつては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法(以下「誘導仕様・計算併用法」という。)によ

メートル以上のときは
20,000円

ウ 省略

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

る場合にあつては、1 件につ
き床面積の合計が 2 0 0 平
方メートル未満のときは
2 5, 0 0 0 円、2 0 0 平方
メートル以上のときは
2 8, 0 0 0 円

(ウ) その他の場合にあつては、
1 件につき床面積の合計が
2 0 0 平方メートル未満の
ときは 3 4, 0 0 0 円、
2 0 0 平方メートル以上の
ときは 3 7, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分のとき

(ア) 誘導仕様基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よる場合にあつては、1 件に
つき床面積の合計が 3 0 0
平方メートル未満のときは
3 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方
メートル以上のときは
5 6, 0 0 0 円

(イ) 誘導仕様・計算併用法によ
る場合にあつては、1 件につ
き床面積の合計が 3 0 0 平
方メートル未満のときは
5 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方

(イ) その他のときにあつては、
1 件につき床面積の合計が
2 0 0 平方メートル未満の
ときは 3 4, 0 0 0 円、
2 0 0 平方メートル以上の
ときは 3 7, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住戸部分のとき

(ア) 誘導仕様基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあつては、1 件に
つき床面積の合計が 3 0 0
平方メートル未満のときは
3 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方
メートル以上のときは
5 6, 0 0 0 円

メートル以上のときは

84,000円

(ウ) その他の場合にあつては、

1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よる場合にあつては、1件に
つき床面積の合計が300
平方メートル未満のときは
85,000円、300平方
メートル以上のときは
108,000円

(イ) その他の場合にあつては、

1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは221,000円、
300平方メートル以上の
ときは277,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあつては、1件に
つき床面積の合計が300
平方メートル未満のときは
85,000円、300平方
メートル以上のときは
108,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは221,000円、
300平方メートル以上の
ときは277,000円

		(3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と <u>非住宅部分</u> とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。			(3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と <u>非住宅建築物</u> とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
30～31 省略			30～31 省略		
32 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	(1) <u>一戸建ての住宅のとき</u> ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下「仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円</u> イ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に</u>		32 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	(1) <u>非住宅建築物(複合建築物においては非住宅部分に限る。)の全部を工場等の用途に供する建築物の場合</u> ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは26,000円</u> イ <u>その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは30,000円</u> (2) <u>その他の場合</u>	

定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法(以下「仕様・計算併用法」という。)による場合にあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは25,000円、200平方メートル以上のときは28,000円

ウ その他の場合にあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは34,000円、200平方メートル以上のときは37,000円

(2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分のとき(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)

ア 仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合にあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは108,000円
イ その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは277,000円

イ 仕様・計算併用法による場合
にあつては、1 件につき床面積
の合計が 3 0 0 平方メートル
未満のときは 5 0, 0 0 0 円、
3 0 0 平方メートル以上のと
きは 8 4, 0 0 0 円

ウ その他の場合にあつては、1
件につき床面積の合計が
3 0 0 平方メートル未満のと
きは 6 7, 0 0 0 円、3 0 0 平
方メートル以上のときは
1 1 2, 0 0 0 円

(3) 工場、倉庫その他これらに類す
る用途のみに供する非住宅建築
物（以下「特定非住宅建築物」と
いう。）又は複合建築物の特定非
住宅建築物部分のとき

ア 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第 1 条第
1 項第 1 号ロに定める基準に
適合するかどうかを評価する
方法による場合にあつては、1
件につき床面積の合計が
3 0 0 平方メートル未満のと
きは 1 9, 0 0 0 円、3 0 0 平
方メートル以上のときは
2 6, 0 0 0 円

イ その他の場合にあつては、1
件につき床面積の合計が
300平方メートル未満のと
きは23,000円、300平
方メートル以上のときは
30,000円

(4) 特定非住宅建築物以外の非住
宅建築物（以下「一般非住宅建築
物」という。）又は複合建築物の
一般非住宅建築物部分のとき

ア 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第1条第
1項第1号ロに定める基準に
適合するかどうかを評価する
方法による場合にあつては、1
件につき床面積の合計が
300平方メートル未満のと
きは85,000円、300平
方メートル以上のときは
108,000円

イ その他の場合にあつては、1
件につき床面積の合計が
300平方メートル未満のと
きは221,000円、300
平方メートル以上のときは
277,000円

(5) 複合建築物に係る申請をする

	<u>場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</u>		
3 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条 <u> </u> の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申	省略	3 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申	省略

請に対する審査		請に対する審査	
3 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2—1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上）と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) その他の場合 ア 一戸建ての住宅のとき （ア）誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法に	3 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2—1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上）と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) その他の場合 ア 一戸建ての住宅のとき （ア）誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法に

よる場合にあつては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 1 7, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 1 9, 0 0 0 円

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合にあつては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 2 5, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 2 8, 0 0 0 円

(ウ) その他の場合にあつては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 3 4, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 3 7, 0 0 0 円

イ 省略

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合にあつては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 3 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは

よるときにあつては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 1 7, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 1 9, 0 0 0 円

(イ) その他のときにあつては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 3 4, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 3 7, 0 0 0 円

イ 省略

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 3 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは

56,000円

(イ) 誘導仕様・計算併用法によ
る場合にあっては、1件につ
き床面積の合計が300平
方メートル未満のときは
50,000円、300平方
メートル以上のときは
84,000円

(ウ) その他の場合にあっては、
1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よる場合にあっては、1件に
つき床面積の合計が300
平方メートル未満のときは
85,000円、300平方
メートル以上のときは
108,000円

56,000円

(イ) その他のときにあっては、
1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満の
ときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第
10条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあっては、1件に
つき床面積の合計が300
平方メートル未満のときは
85,000円、300平方
メートル以上のときは
108,000円

	(イ) <u>その他の場合</u>にあっては、 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満の ときは 2 2 1, 0 0 0 円、 3 0 0 平方メートル以上の ときは 2 7 7, 0 0 0 円 (3) 複合建築物に係る申請をする 場合 当該複合建築物を住宅部 分と<u>非住宅部分</u>とに区分し、住 宅部分についてはその単位住戸 の数が一である場合にあっては 一戸建ての住宅と、その他の場合 にあっては共同住宅等と、非住宅 部分については非住宅建築物と それぞれみなして手数料の額を 算定した場合の当該手数料の額 に相当する額の合計額とする。 (4) 省略
3 5 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定による建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請（同法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定による申出 を伴う場合を除く。）に対する審 査	省略

	(イ) <u>その他のとき</u>にあっては、 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満の ときは 2 2 1, 0 0 0 円、 3 0 0 平方メートル以上の ときは 2 7 7, 0 0 0 円 (3) 複合建築物に係る申請をする 場合 当該複合建築物を住宅部 分と<u>非住宅建築物</u>とに区分し、住 宅部分についてはその単位住戸 の数が一である場合にあっては 一戸建ての住宅と、その他の場合 にあっては共同住宅等と、非住宅 部分については非住宅建築物と それぞれみなして手数料の額を 算定した場合の当該手数料の額 に相当する額の合計額とする。 (4) 省略
3 5 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変 更の認定の申請（同法第 3 6 条第 2 項において準用する同法第 3 5 条第 2 項の規定による申出 を伴う場合を除く。）に対する審 査	省略

3 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	省略	3 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査	省略
3 7 削除		3 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に

関する法律施行規則（平成２４年
国土交通省令第８６号）第４３条
第２項に規定する通知書の交付
を受けたもの（都市計画区域内の
ものにあつては、建築基準法第７
条第５項、第７条の２第５項若し
くは第１８条第１８項に規定す
る検査済証の交付を受けたもの
に限る。）又は住宅の品質確保の
促進等に関する法律第５条第１
項に規定する住宅性能評価にお
いて日本住宅性能表示基準別表
１に規定する断熱等性能等級４
以上及び一次エネルギー消費量
等級４以上（建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関する法律
の施行の際現に存するものにあ
つては、日本住宅性能表示基準別
表２―１に規定する一次エネル
ギー消費量等級３以上）と認めら
れたものである場合

ア 一戸建ての住宅１件につき
５，０００円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分（共用部分を計算の
対象としないものについては、
共用部分の面積を除いた面積）

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは 1 6, 0 0 0 円

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1
条第1項第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準又は同号イ
(3)及びロ(3)に定める基準
に適合するかどうかを評価
する方法によるときにあって
ては、1件につき床面積の合
計が200平方メートル未
満のときは17,000円、
200平方メートル以上の
ときは19,000円

(イ) その他のときにあつては、
1件につき床面積の合計が

	<u>200平方メートル未満の</u>
	<u>ときは34,000円、</u>
	<u>200平方メートル以上の</u>
	<u>ときは37,000円</u>
イ	<u>共同住宅等又は複合建築物</u>
	<u>の住宅部分(共用部分を計算の</u>
	<u>対象としないものについては、</u>
	<u>共用部分の面積を除いた面積)</u>
	<u>のとき</u>
	<u>(ア) 建築物エネルギー消費性</u>
	<u>能基準等を定める省令第1</u>
	<u>条第1項第2号イ(2)及びロ</u>
	<u>(2)に定める基準又は同号イ</u>
	<u>(3)及びロ(3)に定める基準</u>
	<u>に適合するかどうかを評価</u>
	<u>する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合</u>
	<u>計が300平方メートル未</u>
	<u>満のときは32,000円、</u>
	<u>300平方メートル以上の</u>
	<u>ときは56,000円</u>
	<u>(イ) その他のときにあつては、</u>
	<u>1件につき床面積の合計が</u>
	<u>300平方メートル未満の</u>
	<u>ときは67,000円、</u>
	<u>300平方メートル以上の</u>
	<u>ときは112,000円</u>

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第1

条第1項第1号ロに定める

基準に適合するかどうかを

評価する方法によるときに

あつては、1件につき床面積

の合計が300平方メートル

未満のときは85,000

円、300平方メートル以上

のときは108,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が

300平方メートル未満の

ときは221,000円、

300平方メートル以上の

ときは277,000円

(3) 複合建築物に係る申請をする

場合 当該複合建築物を住宅部

分と非住宅建築物とに区分し、住

宅部分についてはその単位住戸

の数が一である場合にあつては

一戸建ての住宅と、その他の場合

にあつては共同住宅等と、非住宅

部分については非住宅建築物と

それぞれみなして手数料の額を

			算定した場合の当該手数料の額 に相当する額の合計額とする。
3 8 ～ 5 5 省略		3 8 ～ 5 5 省略	
備考 省略		備考 省略	

君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号。以下この条及び第42条第6項において「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 省略 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号。以下この条及び第42条第6項において「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 省略 （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適

切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第

切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う
こと。

(2) 省略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者 が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 省略

6 省略

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 省略

4 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

5 省略

6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。 (2) 省略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第4項第1号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u> _____こと。 (2) 省略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等 が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 省略

6 省略

7 省略

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 省略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 省略

4 省略

5 省略

（食事の提供の特例）

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 省略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の

栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) ～(5) 省略

2 省略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3) ～(5) 省略

2 省略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.43を乗じて算定する。 2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.3を乗じて算定する。 2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいな

い場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 25,000円

(2) 特定世帯 12,500円

(3) 特定継続世帯 18,750円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.94を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護

い場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護

納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,500円

(イ) 特定世帯 8,750円

(ウ) 特定継続世帯 13,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,500円

(イ) 特定世帯 6,250円

(ウ) 特定継続世帯 9,375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,930円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1

被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,950円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1

人について 2, 000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 150円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10, 500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 000円

3 省略

人について 1, 980円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10, 000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 500円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 000円

3 省略

君津市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) ～(5) 省略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（第6条において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 省略	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下この条において「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) ～(5) 省略 (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（第6条において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) 省略

貸付の相手方の概要

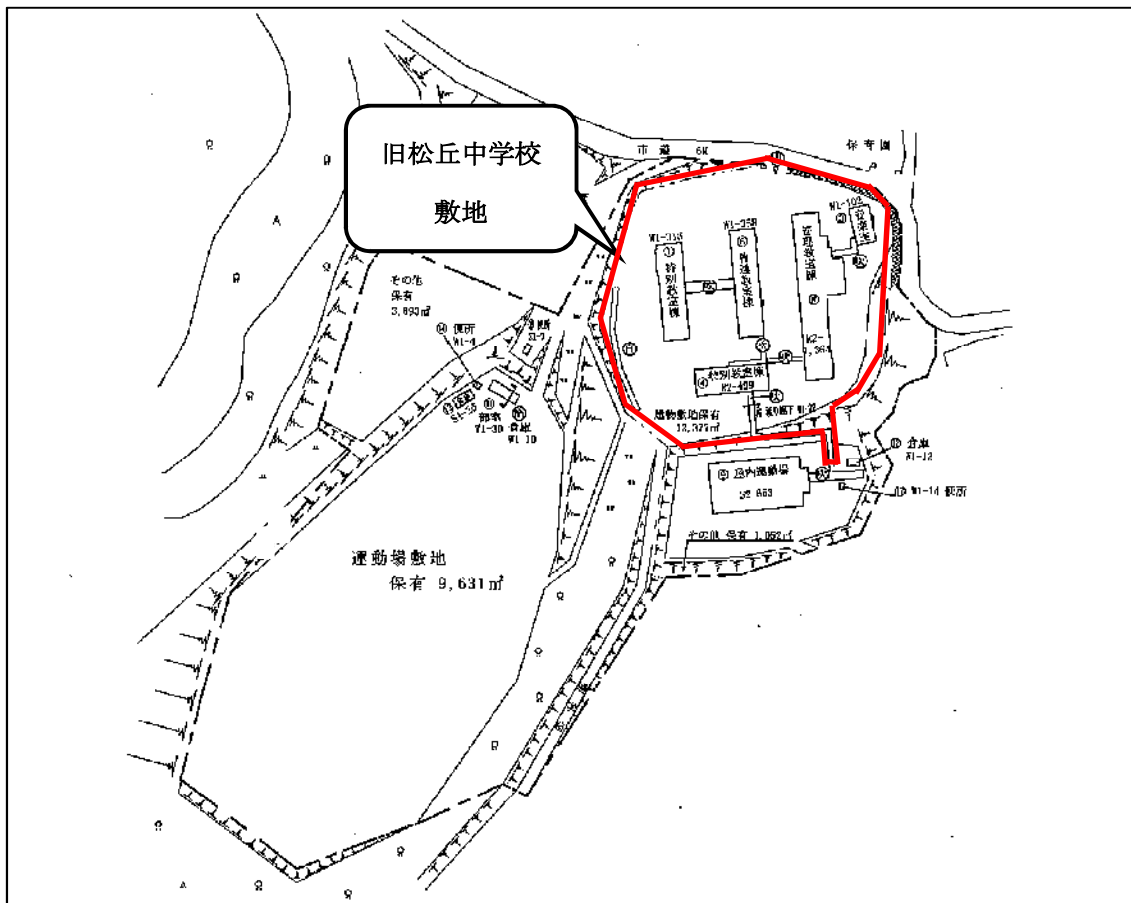
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社テラ |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 佐藤 渉 |
| 3 | 所 在 地 | 神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目2番37号 |
| 4 | 設 立 日 | 平成元年6月19日 |
| 5 | 目 的 等 | (1) 通信提供サービスおよび情報提供サービス
(2) 携帯電話、スマートフォン、モバイル端末等の通信機器、その周辺機器・関連機器ならびにパソコン、各種事務用機器、家庭用電化製品の販売
(3) コンピュータソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、リース、導入支援および技術提供、保守等の利用に関するサービス提供
(4) コンピュータシステムの企画、開発、製作、販売、リース、導入支援および技術提供、保守等の利用に関するサービス提供
(5) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権等の無体財産権の取得、利用、利用の開発、使用許諾、管理、運用
(6) 各種通信機器の取付工事およびメンテナンス
(7) ソリューションビジネスの企画・立案・実施
(8) 各種商品の販売計画の企画・立案・実施ならびにコンサルティング
(9) 印刷物の企画、編集、制作および販売
(10) 食料品、衣料品、日用品雑貨その他各種商品の販売
(11) 絵画、美術品の輸入および販売
(12) 宝石・貴金属の販売
(13) 古物の販売
(14) インターネット等による通信販売業
(15) 損害保険代理および生命保険募集に関する業務
(16) 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
(17) 旅行業法に基づく旅行業
(18) 労働者派遣事業
(19) 飲食店の経営および企画・運営・コンサルティング |

- (20) 衛生用品、衛生管理用品の販売及び管理
- (21) 衛生関連設備の企画、設計及び施工
- (22) 衛生関連サービスの企画、販売及び管理
- (23) オフィス、ビル、工場、店舗その他各種建物内の衛生管理業務
- (24) 前 20 号～ 23 号に掲げる事業に関するコンサルティング
- (25) 前各号に附帯関連する一切の業務

6 資本金の額 4, 964 万円

7 従業員等 従業員 140 人

旧松丘中学校平面図



位置図



市道変更路線図

正木、梅ノ木台線（路線の変更）

起点 (旧) 正木字林128番4 地先

(新) 正木字古栗33番 地先

終点 正木字梅ノ木台84番2 地先

延長 (旧) 883.3m 幅員：2.0m～7.4m

(新) 790.9m 幅員：2.0m～6.6m

変更後起点：
正木字古栗33番地先

市道 正木、梅ノ木台線

写真②

写真③

L = 47.7m

L = 140.1m

写真①

写真④

駐車場

写真③

写真④

写真⑤

変更前起点：
正木字林128番4地先

正木橋

管理所

写真①

写真②

